

国民年金



国民年金保険料の 免除制度をご利用ください

経済的な理由等により国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

●全額免除制度

保険料の全額(月額14,100円)が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/3として計算されます。

-----全額免除となる所得の目安-----

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

※ 申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

●一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除されます。

一部納付には3種類あり、それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・4分の1納付(3,530円を納付) ⇒ 年金額は1/2
- ・半額納付(7,050円を納付) ⇒ 年金額は2/3
- ・4分の3納付(10,580円を納付) ⇒ 年金額は5/6

-----一部納付となる所得の目安-----

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ・4分の1納付⇒ 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・半額納付⇒ 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・4分の3納付⇒ 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※ 申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

注) 一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※平成19年7月から平成20年6月分の申請は7月から受付を開始しております。また平成18年7月から平成19年6月分の申請は、平成19年7月31日が受付期限となっておりますので、お早めの手続きをお願いします。

仙北市の医療費(5月診療分)

●国保

世帯数	6,909戸
被保険者数	14,920人
(老人保健以外)	11,001人)
総医療費	18,431万7千円
1人あたり医療費	16,755円

●老人保健

加入者	5,489人
総医療費	31,480万4千円
一人あたり医療費	57,352円

●福祉医療

受給者	3,323人
個人負担への助成額	1,804万1千円
1人あたり助成額	5,429円

年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した部分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは

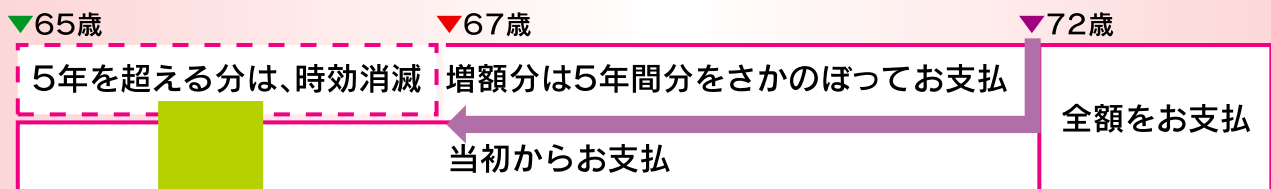
年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

これからは

年金時効特例法の成立により、過去に時効消滅した分も含めて、全期間さかのぼってお支払いします。

〔 具 体 例 〕

65歳から年金を受給していた方で、72歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



この部分をお支払します

手続など、詳しくはお近くの「社会保険事務所」または、ねんきんダイヤル(0570-05-1165) までお願いします。
社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)

国保のしくみ

わが国は「国民皆保険制度」をとっており、全員が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険(国保)はその医療保険のひとつで、皆さんの住む仙北市が運営しています。

国保は、「医療の助け合い」制度です。地域の皆さんがお金(国民健康保険税)を出し合い、安心して病気やけがの治療を受けられるようになっています。

